

# 伊勢市公報

第475号  
令和7年8月20日  
水曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	2
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令	10
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程	12
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部を改正する規程	14
<b>告 示</b>	
○ 道路の区域変更について	16
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	17
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 三重県知事選挙関係	
・ 選挙人名簿登録の移替えの延期について	19
・ 投票記載所における氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所について	20
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	21
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	22
・ 開票の日時及び場所について	23
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	24
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市水道料金等強制停水事務手続要領の一部を改正する告示	25
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	27
<b>公 告</b>	
○ 公売公告兼見積価額公告	28
○ 犬の抑留について	35
○ 第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について	36

伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

令和7年8月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 42 号

伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則等の一部を改正する規則  
(伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則  
第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 16 条」を「第 29 条」に改める。

第 1 条の 2 から第 1 条の 4 までを削る。

第 2 条を次のように改める。

(赴任に係る旅費の支給対象者の範囲)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める職員は、次の各号の  
いずれかに該当する職員とする。

- (1) 市の要請に基づいて国、他の地方公共団体その他これらに準ずる  
法人を退職し、引き続いて採用された職員
- (2) 特殊な専門的知識経験を必要とし、かつ、採用による欠員の補充  
が困難であると認められる職に採用された職員
- (3) 前 2 号に準ずる者として市長が認める者

第 12 条中「第 14 条第 3 項又は第 4 項」を「第 25 条第 3 項又は第 4  
項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 旅行者が伊勢市職員給与条例(平成 17 年伊勢市条例第 42 号)第 13  
条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与(以下この項において  
「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合であって、旅行の経  
路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係  
る旅費は、支給しないものとする。

第 12 条を第 14 条とする。

第 8 条から第 11 条までを削る。

第 7 条中「市内出張の旅費」を「条例第 20 条の規定による市内出張旅

費」に、「路線バスの最低区間運賃の適用距離」を「片道 2 キロメートル」に改め、同条を第 13 条とする。

第 5 条及び第 6 条を削る。

第 4 条第 2 項中「条例第 4 条第 1 項に規定する出張命令権者」を「旅行命令権者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 条例第 8 条第 3 項に規定する期間は、精算による過払金の返納の通知を受けた日から起算して 10 日以内とする。

第 4 条を第 8 条とし、同条の次に次の 4 条を加える。

(鉄道賃に係る鉄道)

第 9 条 条例第 9 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第 1 条第 1 項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第 10 条 条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第 11 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、航空法第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(転居費の算定方法)

第 12 条 条例第 16 条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積り

をさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第 1 号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前 2 項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

第 3 条の見出しを「(旅行命令等の変更の申請)」に改め、同条中「出張者が条例」を「旅行者は、条例」に、「規定による出張命令等」を「規定により旅行命令等」に、「明らかにする」を「証明するに足る」に改め、同条を第 7 条とする。

第 2 条の次に次の 4 条を加える。

(条例第 2 条第 6 号に規定する規則で定める者等)

第 3 条 条例第 2 条第 6 号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者

- (2) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 13 条第 1 項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 4 条に規定する軌道経営者
  - (3) 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 23 条の 3 第 2 項に規定する船舶運航事業者
  - (4) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を営業者
  - (5) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者
  - (6) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営業者
  - (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 7 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 55 条第 1 項に規定する貨物利用運送事業者
  - (8) 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第 2 条第 3 項第 1 号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）
- 2 条例第 2 条第 6 号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費等）

第 4 条 条例第 3 条第 5 項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更

したとき。

- (2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項及び第22条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第25条第5項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等

に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額  
(旅費額を喪失した場合における旅費等)

第5条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額  
(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項)

第6条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、用務、用務先、旅行期間その他当該旅行に関し必要な事項とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

(伊勢市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市予算の編成及び執行に関する規則(平成17年伊勢市規則第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「出張命令簿」を「旅行命令簿」に、「出張依頼簿」を「旅行依頼簿」に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第3条 伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号)の一部を次のように改める。

第39条を次のように改める。

第39条 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則(次項において「新旅費規則」という。)、第2条の規定による改正後の伊勢市予算の編成及び執行に関する規則及び第3条の規定による改正後の伊勢市会計規則の規定は、この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 新旅費規則第4条及び第5条の規定は、伊勢市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年伊勢市条例第 号。以下この項において「改正条例」という。)による改正後の伊勢市職員等の旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第45号)第3条第5項及び第6項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けられる場合について適用し、改正条例による改正前の伊勢市職員等の旅費に関する条例第3条第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けられる場合については、なお従前の例による。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第6号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令  
(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の表副市長の項及び別表第1の2の表4の項中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

(伊勢市職員服務規程の一部改正)

第2条 伊勢市職員服務規程(平成17年伊勢市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(旅行命令等)

第12条 職員の出張については、伊勢市職員等の旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第45号)第4条及び第5条に定めるところによる。

第13条及び第14条第1項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年8月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第7号

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道事務決裁規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表4の項及び別表第1の3の表7の部(5)の項中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年8月5日

伊勢市病院事業管理者 中 村 昌 弘

## 伊勢市病院事業管理規程第7号

市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院事務決裁規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表5(2)の表15の項中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

伊勢市告示第 153 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	古市鹿海線	久世戸町字南谷 57 番 7 地先から 久世戸町字南谷 57 番 8 地先まで	旧	7.01	12.08
			新	8.98	12.08

伊勢市告示第 154 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 8 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 7 月 23 日 午前 9 時	伊勢市岩淵 2 丁目地内	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	2 台
〃	令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	2 台
〃	〃	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	3 台
計			10 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内  
又は伊勢市御菌町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市選挙管理委員会告示第 26 号

令和 7 年 9 月 7 日執行予定の三重県知事選挙に伴い、令和 7 年 7 月 26 日  
から同年 9 月 7 日までの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）  
第 17 条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、令和 7 年 9 月  
8 日以後に延期します。

令和 7 年 8 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 27 号

令和 7 年 9 月 7 日執行予定の三重県知事選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選管告示第 5 号）第 85 条の規定により告示します。

令和 7 年 8 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜 田 節 夫

記

- |   |     |  |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 令和 7 年 8 月 21 日（木）午後 6 時                         |
| 2 | 場 所 | 伊勢市御菌町長屋 1 2 2 1 番地<br>御菌総合支所 2 階<br>伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 28 号

令和 7 年 9 月 7 日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票用紙等の交付  
場所を、下記のとおり定めます。

令和 7 年 8 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 伊勢市御菌町長屋 1221 番地 御菌公民館
- 2 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所本庁舎東館
- 3 伊勢市二見町茶屋 420 番地 1 二見総合支所
- 4 伊勢市小俣町元町 540 番地 小俣公民館
- 5 伊勢市船江 1 丁目 471 番地 1 ミタス伊勢

伊勢市選挙管理委員会告示第 29 号

令和 7 年 9 月 7 日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票の投票用紙等を  
選挙期日の告示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、  
選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

令和 7 年 8 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 30 号

令和 7 年 9 月 7 日執行予定の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票の  
日時及び場所を、下記のとおり定めます。

令和 7 年 8 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 日 時 令和 7 年 9 月 7 日（日）午後 9 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市小俣町新村 401 番地 1  
三重電子スマイルアリーナ小俣  
（伊勢市小俣総合体育館）

伊勢市農業委員会告示第9号

伊勢市農業委員会第236回総会を次のとおり招集します。

令和7年8月8日

伊勢市農業委員会  
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和7年8月18日（月）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について  
(農地中間管理機構への要請分)

伊勢市水道料金等強制停水事務手続要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業告示第 24 号

伊勢市水道料金等強制停水事務手続要領の一部を改正する告示

伊勢市水道料金等強制停水事務手続要領（平成17年伊勢市上下水道事業告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「上下水道部料金課上水道料金係」を「上下水道部料金課上下水道料金係」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 伊勢市上下水道事業告示第 25 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 7 年 8 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

令和 7 年 8 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和 7 年 9 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
神久 2 丁目、神久 3 丁目及び神久 4 丁目の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 36 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 7 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 7 年 8 月 22 日（金）13 時 00 分から 令和 7 年 9 月 9 日（火）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 7 年 9 月 16 日（火）13 時 00 分から 令和 7 年 9 月 24 日（水）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 7 年 10 月 15 日（水）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 7 年 10 月 15 日（水）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,450,000 円	
公 売 保 証 金	150,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

# 公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S 7 - 1
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市東大淀町字西大野</p> <p>地 番 3729 番 1</p> <p>地 目 雑種地</p> <p>地 積 228 m<sup>2</sup></p>
見積 価額	1,450,000 円
公売 保証 金	150,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地目・地積は登記簿による。</li> <li>2 境界については隣接土地所有者と協議すること。</li> <li>3 公売財産は、近鉄山田線「明野」駅の北西方約 2.8 km（道路距離）に位置する。</li> <li>4 公売財産は、伊勢市北西部郊外の国道 23 号南背後・県道東大淀小俣線西背後に立地する農地帯の中に住宅・倉庫・工場などが点在する混在住宅地域に所在する。</li> <li>5 公売財産は、令和 6 年 11 月 11 日現在、雑草が繁茂する現況平坦地勢の雑種地である。</li> <li>6 公売財産は、北西側で市道（幅員約 4 m・舗装）に接する。なお、公売財産以北は側溝排水等が未整備な道路状態である。</li> <li>7 前面道路に上水道本管の布設はないが、南西側市道（明野 21 号線）から私設管により引込みがなされている。</li> <li>8 都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 特定用途制限地域（幹線道路沿道流通・業務地区） 航空法 高さ制限あり（進入表面）</li> <li>9 消費税及び地方消費税については非課税財産である。</li> </ol>

売却区分番号 S7-1

所在図



売却区分番号 S7-1

所在図









## 伊勢市公告第37号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和7年8月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留をした犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市通町	柴犬	茶	雄	中	成犬	

2 抑留した日 令和7年8月10日

3 抑留期限 令和7年8月19日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第 38 号

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により三重県知事から送付を受けた伊勢市駅前 C 地区第一種市街地再開発事業に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を同条第 4 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 8 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 縦覧場所

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市都市整備部都市計画課

### 2 縦覧期間

令和 7 年 8 月 18 日から都市再開発法第 45 条第 6 項又は第 100 条第 2 項の公告の日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）

### 3 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで